

# 広報 ごじようめ

発行所 秋田県五城目町役場 編集課 電話(018876)代 2100番  
印刷所 潮 東 印刷所 電話(018876) 2430番 一部 5門  
郵便番号 018-17 毎月 1日・15日発行

## 人口と世帯

世帯数	3,966	世帯	
人口	17,385	人	
内訳	男	8,398	人
	女	8,938	人

住民登録調 (51年3月末日現在)

転入・転出の場合はかならず窓口へ届出ください。

四月九日町議会議員改選後、はじめての議会が開かれた。新人にとっては議会の入学式にもひとしく、胸に金モールのバッジを付けてもらう時など、緊張の面持でしたが、そこはかとなるく初々しさがあったよう。  
佐々木議長、出山副議長の選出と、各常任委員会の構成メンバーも決まり、議会の体制は整った。  
住民の民主主義的感覚は、選挙という権利を行使する過程において培われたと言われている。特に町議会議員の場合、最も身近な選挙としてとらえられ、議会の選挙とこれに対する批判、議会活動の過程において創造されたのもまた多く、この意義は十分評価されてよい。  
行政水準の向上に果たす役割  
中でも各種施策をその地域に即応させるように住民を納得させ、かつ細かい行政が行なわれるようになったところに、地方自治の個性が見出されるのであるが、行政水準の向上とこのような価値を創造したことに對する、議会の役割と支えは非常に重要な意義をもっている。

課題の解決に取り組んで欲しい  
言うまでもなく、議会は民主主義を達成させるための実践の場である。激動して止まない今日の社会において、新しい現代的な課題は尽きず事知らないほど出てくる。この町の場合、産業基盤の洗い直しを筆頭に、それに結びつく人口減、生活環境の整備など、この解決を果すことが、住民のもっとも要請するところであるが、議会が課題を果すことは、とりもなおさず議会を構成する議員一人一人この現代的課題を認識し、その職責において取り組んで欲しいところである。  
住民全体の代表に徹して  
住民は議員に對して選挙の時点において関心をもち、当選後はこれに對する関心ないし依存度はうすれ、議員も一般の代表というよりも、地区代表の代弁者の性格を強める例を、過去には多く見受けられた。住民の全体を代表することが議員の本質であることを思えば、選挙母胎が地区別に存在していたとしても、代表が単なる代理でもなければ、委任、委託でもない。住民の声を汲みあげ、議会に反映させながらこの町の発展を促す警石のいしずえを築いてもらいたい。二十四名に期待するところすこぶる大きい。

## 新町議会議員に期待する

新町議会議員に期待する

新町議会議員に期待する



胸に輝くバッジの重み

昭和五十一年度

老人の部屋整備資金貸付  
希望者は四月三十日までにお申込みください。

老人福祉の増進を図る一環として、毎年老人居室整備資金の貸付をおこなっているが、今年度も次のような条件のものに貸付けをすることにしたので、希望者は、役場住民課担当係までお申込みください。

### 記

- 一、貸付けの対象者  
五城目町内に住み、六十歳以上の老人と同居している方で、老人の部屋の整備を自力で行なうことが困難な場合対象になる。
  - 二、貸付金の限度額は  
一戸当五十万円となっている。
  - 三、貸付けの条件  
①貸付の利率 年二パーセント (償還期間中は無利子)  
②償還方法 十年 (内埋置期間六カ月)  
③元利均等年賦とする。
  - 四、申込期限 四月三十日まで
- なお昭和五十年度第一回貸付金の償還埋置期間を、昭和五十一年九月三十日までとする予定なので昭和五十一年九月三十日が、第一回の償還期限となる。
- 以上貸付のあらましであるが、かわしいことは、住民課担当係までおいでください。

# 議長 佐々木輝雄氏 副議長 畠山勘五郎氏に決まる

## 初議会 深夜におよぶ

去る四月九日、午前十時から、町議選後初の議会を開いた。飯議長には、年長者である畠山勘五郎議員が新議長選出まで務めた。当日付託された議案は、議員提出議案が四件、その他二件となっており、四回、四回、四回、四回、九時二十五分に終わった。主な内容は次のとおりである。



議長 佐々木氏



副議長 畠山氏

はじめ議員と役場側三役、各部課長の自己紹介があった。引き続き加賀谷町長の祝辞があり、町では長期計画のもとに大きな仕事をやりかけているが、皆様の誘導により町づくりに進めたい。各議員のご活躍を祈ると結んだ。

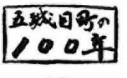
議員提出議案第一号は議長選出から提案理由の説明があり審議に入った。議長を選出する人事案件なので、話し合いで出来るものならそうしたいとする流れもあり、午前十一時二十分まで休れ、同一十五分再開するも午後二時まで休

- 五郎氏に決まった。各委員会の構成メンバーは次のとおりである。
- ▽総務常任委員会 (敬称略)
  - 委員長 加藤幸次郎
  - 副委員長 斎藤 明
  - 委員 畠山勘五郎、菊地 耕二、笹川 兼吉、伊藤 勇蔵
- ▽文教社会常任委員会
  - 委員長 斎藤三四郎
  - 副委員長 佐々木善哉
  - 委員 佐々木輝雄、荒川 要悦、小林俊太郎、千田 峯夫
- ▽産業常任委員会
  - 委員長 佐々木吉三郎
  - 副 小玉 哲郎
  - 委員 荒川 豊治、猿田 俊雄、結岡 金雄、分銅 良一
- ▽建設常任委員会
  - 委員長 佐々木千代吉
  - 副 伊藤 万治郎
  - 委員 小熊金之助、沢田石亀雄、松橋 喜広、加藤 基一
- ▽議会運営委員会
  - 委員長 荒川 豊治
  - 副 笹川 兼吉
  - 委員 小熊金之助、佐々木善哉、伊藤 万治郎、斎藤 明、沢田石亀雄、猿田 俊雄
- ▽五城目町外三力町村伝染病隔離病舎組合議会
  - 佐々木輝雄、畠山勘五郎、小熊金之助、沢田石亀雄、千田 峯夫
- ▽金足農業高等学校定時制八郎潟分校運営委員
  - 佐々木輝雄、畠山勘五郎、伊藤 万治郎、小林俊太郎、荒川 要悦、菊地 耕二、分銅 良一

## 「翼」青年の募集 研修生を募集

秋田県は、県下の農業青年を中国へ派遣し、現地の農業青年との交換、新興中国の重化学工業や「農業は大業に学ぶ」で有名の大業をはじめ、北京、上海、南京を視察し、より広め国際的視野を高め国際協力の精神をかん養し、将来の中核的農業青年を育成する目的で派遣生を募集する。

- ▽募集人員 一三二名
- ▽訪問先 中華人民共和国 (北京、大連、南京、上海)
- ▽期 日 八月十七日(火)～八月三十一日(火) (十五日間)
- ▽交通機関 東京→北京 中国民航ジェット 上海→東京
- ▽募集期間 四月二十日～四月三十日までとする。
- ▽応募資格 日本国籍を有し、秋田県内に居住する二十五才以上四十才未満の農業青年とする。



## 学制改革 ④ 小野 一 二

職後の「新」教育を遂行するものとして、「六・三制」をP.T.A.とする。六・三制は新教育制度の上からみてのことであらう、P.T.A.は六・三制そのものを外から支えたものとしてとりあげたのである。五城目小には昭和十年(一九三三)三月に、渡辺彦兵衛氏の提唱によって発足した保護者会が、戦争中も中断せずつづいて、児童の保護者や有識者によって組織された保護者会があったのは、この付近の学校では五城目小だけであった。こうした会として、五城目内でも数少ない存在であったと思われる。

この五城目小保護者会が解散したのは、二三年(一九四四)五月二八日のことであった。これは米軍政府の指導によって新しくP.T.A.父母と先生の会」を結成するためであった。解散総会の席は直ちにP.T.A.の結成総会にきりかえられた。ちょうど新制中学校が一斉に開校してから、一年たったこのことである。

この間の経緯を当時三八歳の若くは校長であった小玉康一郎が、次のように「五小」の中に特別のべている。「五小」の戦中の特別な思い出は、P.T.A.なる組織を県内で初めてつくられたことである。当時秋田に進駐してきたアメリカの教育担当官モロニーが、県内小中学校長を秋田市に招集し、父母と先生の触れ合いとしてP.T.A.というアメリカの組織をそのままたくれと言ったのである。どんな理由か、私と突地電電氏とモロニーが会場で組織を介して対話し、P.T.A.を連絡せねばならないという結論に達したのであった。モロニーの強制であった。」

こうしたいきさつで「自分の学校でP.T.A.をつくらざるを得なく」なると、県内初のP.T.A.が発足したのである。

また「五小百年史」には、モロニーが二三年二月三日の社会学級研究会に出席して、アメリカのP.T.A.活動を熱心に語り、アメリカのP.T.A.を結成するように熱心に勧めた、とある。

秋田軍政部教育課長であったモロニーは、アメリカ人としては小病な、若い男であった。彼は行政の専門家でもなく、ちよととしたインテリの軍人であった。そして戦勝国の軍人らしく強引であった。

彼が秋田で行ったものに週五日制授業、冬休A.B.A案、P.T.A.結成があり、G.H.Q.が全国の官庁学校で実施したサマータイムと五日制授業といっしょになって、教師も児童も家庭で時間感覚がめぐるくちやんとなってしまったのである。大笑いであった。時計は七時になつて日が暮れないのだから、困つたのである。五日制は彼の転任によって中止になった。

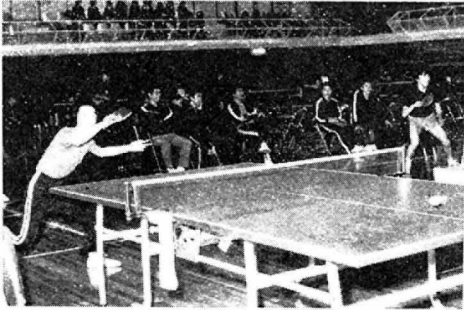
敗戦後の性急な改革は、教育にも数々の混乱をよんだが、六・三制もP.T.A.も三十年たった現在、私たちの生活に定着している。なお初代会長は齋藤芳次郎である。彼の学校では、たとえ馬場目小P.T.A.は二四年七月で早い方、富津内西小P.T.A.は二七年六月で遅い方の結成であった。

戦後の自治体財政の苦しい時期に、P.T.A.が経済的に教育を支えた点を見のがしてはならない。

〓この項おわり〓 (敬称略)

第十回南秋卓球選手権大会で

男子 全秋田商業 優勝  
女子 五城目高A



去る四月十一日、広域体育館において、第十回南秋田卓球選手権大会がおこなわれた。五年ぶりの復活大会とあって、参加選手団は五百人に達した。  
本町の選手団もそれぞれ健闘したが、優勝した種目は、中学校對抗男子の部と加藤芳美君の個人、それに三十才以上の猿田選手だけであった。  
なお一般男子(単)で優勝した八郎瀧町の三戸選手と五城目の一関選手は一進一退のシソーゲームを展開したが、団体に出場経験のある三戸選手に押し切られた。  
女子チームでは県内実力ナンバーワンの秋田トヨタをねじふせた五城目高校Aチームの健闘は、特に備する。

成績は次の通りである。

- ① 一般男子団体
  - 優勝 全秋田商業
  - 準優勝 五城目町(A)
  - 第三位 飯田川町(A)
  - 八郎瀧町(A)
- ② 一般女子団体
  - 優勝 五城目高校(A)
  - 準優勝 秋田トヨタ自動車
  - 第三位 若美町
  - 五城目高校(B)
- ③ 一般男子単
  - 優勝 三戸義雄(八郎瀧役場)
  - 一関国雄(五城目町)
  - 小野学(八郎瀧町)
  - 佐藤重喜(秋商OB)
- ④ 一般女子単
  - 優勝 小川 寿美
  - (秋田トヨタ)
  - 準 小武海千津子
  - (五城目高)
  - 第三位 伊藤五百子
  - 推名(仁子)
  - 三十才以上男子
    - 優勝 猿田和男
    - (猿田商店)
    - 準 佐々木岩男
    - (小玉合名)
    - 第三位 中山 英悦
    - (新東消防)
    - 内田 折雄
    - (天王町)
- ⑤ 四十才以上男子
  - 優勝 八柳国雄(湖東消防)
  - 準 川上広治(飯田川町)
  - 第三位 佐藤金之助
  - 小玉 邦典
- ⑥ 四十五才以上
  - 優勝 岡田慶三(飯田川町)
  - 準 小玉邦典(小玉合名)
  - 第三位 加藤 道三(警察)
  - 家庭婦人単
    - 優勝 荒川 久子(若美町)
    - 準 三浦 睦子
    - 第三位 猿田善子(五城目町)
    - 工藤 昭子
- ⑦ 中学校対抗男子
  - 優勝 五城目一中
  - 準 八郎瀧中
  - 中学校対抗女子
    - 優勝 大 湯 中
    - 準 井 川 中
- ⑧ 中学校個人男子
  - 優勝 加藤 芳美(五一中)
  - 準優勝 谷村 和明(五一中)
  - 第三位 藤井 伊藤(八中)
- ⑨ 中学校個人女子
  - 優勝 高橋 豊子(大湯中)
  - 準優勝 斉藤 (井川中)
  - 第三位 須田 達子(大湯中)

来る四月二十五日(日)広域体育館において、第五回男鹿南秋バレーボール大会

兼全県招待バレーボール大会

第五回男鹿南秋選抜バレーボール

県内の優秀チームで

第五回男鹿南秋選抜バレーボール

兼全県招待バレーボール大会

来る四月二十五日(日)広域体育館において、第五回男鹿南秋バ

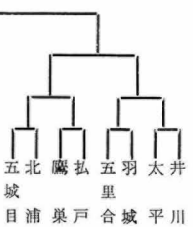
レジャーボール兼全県招待バレーボール五城目大会がおこなわれる。参加チームは、何れも県内各地区の優秀チームなので好試合が期待される。

町内からは、三校四チームが出場するが、健闘を祈りたい。

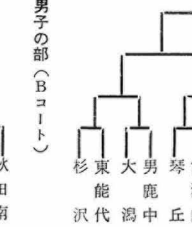
四月二十五日(日) 開会式 八時四十分 試合開始 九時

ところ 広域五城目体育館 組合せは次のとおり。

◆女子の部(A、Cコート)



◆男子の部(Bコート)



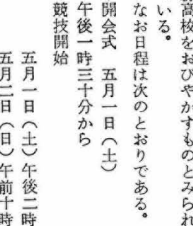
第十五回 高松宮杯東北高校選抜 レスリング大会

五月一日(日)広域体育館 来る五月一日二日の二日間、広域体育館において第十五回高松宮杯東北高校レスリング大会がおこなわれる。

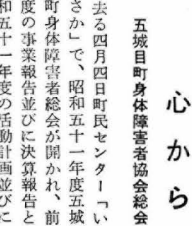
参加校は東北各県から選抜された九高校が団体戦七階級で、その選手権が争われる。

例年秋田県勢は好成績を残してはいるが、進境者しい青森、山形県勢が仙台育英高校と共に県内優勝高校をおびやかすものとみられている。

◆女子の部(A、Cコート)



◆男子の部(Bコート)



自立更正は 心から

去る四月四日町民センター「いやさか」で、昭和五十一年度五城目町身体障害者協会総会が開かれ、前年度の事業報告並びに決算報告と昭和五十一年度の活動計画並びに予算案を決めた。

本年度の活動方針は次のとおり。本年の日常生活における気持を楽にすること。そして周囲の人々の片寄った見方や考え方を改める事によってのみ身障者の更正が実現できる。

これを機能化するため、町内各

支部を軸に支部長と一般会員の意志の疎通を図り、相互の悩みを解決しようという、いわば横の連絡を密にするものである。

五月 巡回相談一重慶身障者  
六月 会員旅行  
七月 全県体育大会一パラリンピック出場をかけて開かれるもの。  
十月 作品展示即売会(秋田)

町営駐車場の常時駐車

町では、去る四十七年から新畑町、商工会館前、七倉など三カ所に町営無料駐車場を造り、町民はもとより、町外からお客にもご利用いただいているが、年毎に個人的に占有する車が多くなっている。

これらの駐車場は、町内に用事のある方が、流動的に少しでも多く利用してもらうのが目的である。悪例として、

△個人の駐車場として常時長時間占有している。  
△町外の出動途中駐車させて夜までそのまま放置しておく。  
△町内の勤務者が常駐させる。

特に新畑町の駐車場はこのような傾向が強く、町でもこの対策に苦慮している。このような悪い状態を解決するために、いろいろその方法を検討しているが、有料制にした、切符制に管理しなればならぬ。利用者も管理者もお互いにお互いが増えるだけで、せっかくの無料駐車場の良さが失われられてしまった。利用者は無料駐車場の造った趣旨をご理解の上、今後このような事態のないようにご協力をお願いしたい。

# 福祉の町づくりに 果す社会福祉 協議会の役割



私たちの祖先が集落を作り、協同の生活をはじめた遠い昔から、お互いの幸せを築きあげるため自治は敷かれてきた。

国民の尊い犠牲の上に続けられた戦争も昭和二十年に終った。以後昭和二十二年の児童福祉法の制定をはじめ、二十五年には生活保護法が制定され、次々に国の責任において国民の命と生活を守る法律は作られ整備されてきた。これらの法律は、とりわけ恵まれない人々を守るための導火線となつたことは確かである。

しかし、社会資本を経済成長に過ぎる程の投入をしたため、人間の生活をおびやかす数々の障害があらわれはじめた。経済成長が人間の体をむしばむ現象は、それだけ働く人々の生活をかえりみてくれない証であり、福祉行政の空文化でもあったのだらう。それが「福祉元年」、「弱者救済」などという言葉を生んでいる。このような中で、住民がともに手を取り合い、突然おそってくる不幸な出来事に対処するため、日々これを取り組んでいる団体がある。それが社会福祉法人社会福祉協議会である。以下その活動振りを紹介してみたい。



老人にとって家族から見捨てられるのは大きなショック。

しやねたきり老人の問題としてとらえらるる。その他、一家の大黒柱である主人が病気になる。心身障害児をかかえての生活など数えきれない程の不幸な問題が、私たちをとり囲んでいる。これらの問題は、その家庭や一人として解決していくにはあま



恵まれない人々の対策を話し合う民生委員の方々

くため、各種の福祉活動をすすめていくわけである。  
④なぜこのような団体が必要なのか  
私たちは、日頃誰でも豊かで明るい生活を願っているが、社会の動きが変わっていく中で、いろいろな問題も絶えず生れてきている。例えば、車が多くなると、交通事故の件数も多くなり、被害者はもちろん、加害者も非常に困っている場合が多い。また、家庭の事情でどうしても老人と別れて生活しなければならない場合、一人ぐら



りに大きすぎて、支えきれない。そこで問題のない手である住民のみなさんが、話し合い、調べ、知らせあつて、行政を納得させる資料や、声を集めたり、これらを取りまとめ、この町では、何が早急に解決しなければならぬ問題であるかを見出し、検討し、そしてその解決策を考えようとする機関が必要とされるわけである。



## ⑤社会福祉協議会ではどんな仕事をしているのか。

この協議会の特徴は、制度のワタにしばられず、地域社会の要請に敏感に反応しながら、実験的に先どりした対策を行い、実績を重ねたものが元がてはそれを制度化するたが方向づけをそれとよく協議会が全国的に共通していくものに、

- ①世帯更生資金の貸付
- ②心配ごと相談所を開いて、困

- ③子ども会の育成援助、子どもの遊び場づくりなどの児童福祉活動
- ④心身障害者援護活動などである。わが町の場合はこの外に、赤十字共同募金、歳末たすけあい募金、福祉バスの運営管理・善意銀行の預託などを取り扱っている。
- ⑤世帯更生資金利用状況 (昭和五十一年四月一日現在)

- (f)住宅資金 五十四件 千五百五万円
- (g)療養資金 十三件 九八万六千円
- (h)修学資金 二件 五万二千円
- (i)生活資金 一件 四万五千円
- (j)生業資金 七件 百四十万円
- (k)身障生業資金 九件 百六十万円
- (l)災害援護資金 六件 九百万円
- 合計 九二件 二千三百三万円

ラブが結成されており、会員は二千六百四十五名となっている。このクラブの活動は非常に活発で、老人クラブを組織して、春、夏には公園、河川の清掃を積極的に担当し、環境の美化に貴重な役割を果している。また例年老人クラブ員の楽しみにしている、老人福祉大会や老人スポーツ大会などは、すっかり定着した行事の一つになった。その他の活動として、自分の作品を展示し合う、福祉展示会、単位クラブの会長を担当している人を対象に研修会を開いている。



老人スポーツ大会に集まつた600人

- (n)利用者 昭和四十七年 三十八件
- 昭和四十八年 四十五件
- 昭和四十九年 五十件
- 昭和五十年 三十件
- (o)相談内容  
土地の境界、結婚、離婚、就職あつせん、両親との別居、老後の生活安定について、各種資金の借入関係等である。
- (p)老人クラブの育成援助  
本町の老人クラブは、六十一ヶ
- ・昭和四十六年 六十九万四千五百円
- ・昭和四十七年 七十三万五千五百七十七円
- ・昭和四十八年 四十二万八千二百三十三円
- ・昭和四十九年 七十三万三千九百三十三円

・昭和四十八年

共同 八十四万四千五百一十円  
歳末四十二万九千二百九十五円

①老人クラブ 二十二回  
②町内子ども会 十四回  
③公民館関係 八回  
④老人ホーム 二回  
⑤身障者協会 三回  
⑥保 育 園 二回  
⑦災害遭見 一回  
⑧民生委員協議会 三回  
⑨健康を守る会 二回  
⑩スポーツ少年団 三回  
⑪婦 人 会 六回  
⑫ひまわり会 二回  
⑬遣 族 会 一回  
⑭消防 署 三回  
⑮教育委員会 三回  
⑯議会事務局 三回  
⑰夜 場 三回  
⑱その他 五回



歳末たすけあいに  
毎年もちを贈る富中のみなさん  
昭和四十九年  
共同九十六万九千六百九十九円  
歳末 七十万一千二百二十八円  
昭和五十年  
共同 百八万九千七百二十二円  
歳末七十三万二千二百二十四円

◎福祉バスの利用状況

昭和五十年四月一日から昭和五十一年三月三十一日まで、福祉バスの利用状況は次のとおりである  
・利用回数 九十回  
・利用人員 四千四百五人  
・利用キロ数一万二千一七六キロ  
・利用団体と回数



福祉バスは町民の足となつて  
いる。いこいの森で



商店や婦人会などの衣類の善意



◎喜はれている  
ホームヘルパーの活躍  
協議会では、現在五人のホームヘルパー(家庭奉仕員)がおり、三十人の一人ぐらしや寝たきり老人のお世話をしている。週二回の貸付ける額は三万円を限度として、三カ月間となっている。

町のみなさんの善意が、協議会の事務局を通じて預託されているが、その金額も百四十万円になった。この善意を有効に活用するため関係者がいろいろ検討した結果昭和五十一年度から、低所得者で緊急にお金の入用な方に無利子で貸付けすることになった。

特別めんどろな手続きはないが町内の民生委員の意見書を添えて協議会へ提出する。協議会では、世帯資金調査委員会(九人で構成)で調査し、そこで認められてから県の機関に書類を提出する。借りる事の出来る人は、生活保護世帯に該当している方や民生委員、調査委員会と認める低所得者の場合対象になる。資金の種類は住宅資金、生業資金、身体障害者生業資金、災害援護資金などとしており、各資金とも年三パーセントの利率になっている。くわしいことは、二七六八番へ電話しておたずねください。

巡回になっているが、老人の孤独感をやすめをはじめ、病気の老人からは非常に喜ばれており、ヘルパーの活躍は福祉活動のポイントとなっている。なお寝たきり老人をかかえている共働きの家庭の場合などで困っている方は、どうぞ社会福祉協議会の方へご相談ください。

◎全世帯で作られている組織  
この協議会の組織は、町内の全世帯で作られている。一人や二人

◎気軽に社協をご利用ください。  
今まで、社会福祉協議会のおおよその活動状況をのべてきたが、これからもますます複雑な社会の仕組になっていくと思われる。住みながら進むにわたって、いろいろなる形になってあらわれて、いろいろ思われるが、一人の力でどうにもならない時は、お気軽に協議会とびらるをたいて、明るい生活をしたいための相談をして欲しい。

この力ではどうにもならないことで、たくさんの方が参加することで大きな力を発揮出来るわけで、ここから地域組織化の必要性が生じてくるわけである。

この子らのために福祉は充実させなければならぬ



高齢者のための  
技能訓練造園コース開設

秋田県総合職業訓練センターでは、定年の近い方、又は五十才以上の方を対象に、造園技術を習得させ、就労の機会を拡大を図るため次により訓練コースを開設いたしますので、希望者は来る四月三十日までお申込みください。

◎造園コース開設内容

- 一、訓練内容  
庭園設計、造園施工、管理、庭木の手入れ、病虫害予防等の知識と実技についての訓練を行います。
- 二、訓練期間  
五月十一日から八月五日までの三カ月間
- 三、訓練実施日  
毎週二日(火曜日、木曜日)
- 四、訓練対象者  
働く意欲のある五十才以上の男子
- 五、訓練定員 二十人  
定員に達した後の応募者に対しては、次回に優先します。
- 六、受講料 無料
- 七、応募方法  
住所、氏名、年齢、職業(勤務先)を記入して、訓練センターに申し込んでください。
- 八、その他  
使用工具の一部を持参していただきます。
- 九、お問い合せ  
秋田市新屋町字砂野寄一  
(向張工場公園内)  
秋田県総合職業訓練センター

# 税務事務にコンピュータを導入

## 納税通知書の保管に注意

●納税通知書の様式と取扱いが改正されます。

税務事務を能率よく、正確に処理するため、町では今年度から、町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税の四税を電子計算センターに委託、コンピュータで計算処理することになりました。

◆納税通知書は大事に保管しよう  
取扱いの方法も改正されます。

納税者の皆さんにおくられる納税通知書は、いろいろの事務処理が早く、正しく、安く経費で出来るよう工夫して、一枚、一枚コンピュータで作られたものです。これには、用紙の印刷代やコンピュータの費用、その他各種の事務経費が使われています。納税通知書をなくした場合は、コンピュータにより再交付はできません。そのため、これまでと同じく手書きにより再交付することになりません。

みなさんの税金でまかなわれてるいろいろの経費と努力が余分に使われることになり、それだけ税金のむだ使いに結びつきます。納税通知書は正しく保管しましょう。

●軽自動車税の納税証明書は、領収書についています。

軽自動車の車検の時に必要な軽

自動車税納税証明書は、税金を納付したとき、その領収書をもって証明書に使用出来るように改正しています。

◆納税者の住所、氏名はカタカナ  
納税通知書の住所、氏名、納税組合名、町内部落名は、すべてカナ文字を使用いたします。名前の読み方は通常の例により、役務課でフリ仮名しました。もし住所の地名地番に誤りがなく、特に氏名の読み方に間違いのある方は、世帯個人コード(番号)を添え、役務課に連絡してください。

◆領収書は一枚で一期分から四期分まで使用します。

新しい納税通知書は、納税通知書兼領収書二期から四期までの納付済通知書四枚を切り取った(軽自動車税と町民税均等割分は一枚)にし、一枚に印刷しております。納税者の皆さんが、各納付場所に納税される場合、この納税通知書を持参することになります。

納税通知書の窓口では、納付された期別分について領収書を領収書を押し、同時にその期分の納付済通知書にも押し、これを切り取

り、領収書と未納の納付済通知書を納税者にお返しします。次に納税する場合は、その返された部分を持って行くと同じような処理をして残期分を返付いたします。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

納税通知書は大事に保管しよう  
取扱いの方法も改正されます。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

納期前に納付した税額×100分の1×納期前月数=報奨金  
納付月に1カ月未満の端数がある場合は、14日以下は切り捨て15日以上は1カ月として計算します。

例1=固定資産税各期10,000円を5月20日に納付したとき  
10,000円×100分の1×9月(2期1カ月、3期3カ月、4期5カ月)=900円(報奨金の額)

例2=町民税各期5,000円を6月20日に納付したとき  
5,000円×100分の1×9月(上と同じ)=450円(報奨金の額)

◆五城目町農業協同組合と各支所  
も税金を納付できます。

四月一日から五城目町農業協同組合と各支所でも、町税の納付を取扱うことになりました。今後は、所得税や電話料の取扱と同じ振替納税制度を取り入れる場合、納税者の一人一人にどの税金も同じコード(番号)をつけています。つまり、町民の一人一人を番号で全て区分する方法を取っているわけです。ですから、税金について問合わせるときは、このコード(番号)を利用すれば、大変便利になります。

税金を納期前に納付すると、前納報奨金が交付され大変有利です。報奨金の計算方法は次のとおりです。

たり、納税準備金制度を検討するなど、納税者に便利ように納税の合理化を推進する計画であり納税には、農協窓口も活用ください。

このほど、戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは、後記のとおりです。

なお、戸籍の謄・抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便の定額小為替で手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で千円以下の送金の場合料金はずかしく、手紙に利用出来ます。

また郵便切手で手数料を納めることはできませんので、よろしくご協力をお願いします。

主な町税の納期は下表のとおりです

税目	期別	1期	2期	3期	4期
町民税		51、6、30	51、8、31	51、10、31	51、12、25
固定資産税		51、5、31	51、7、31	51、9、30	51、11、30
国民健康保険税		51、7、31	51、9、30	51、11、30	51、12、25
軽自動車税		51、4、30			

※昭和51年度の固定資産税は第1期分が例年より1月おくれとなっています。

五月一日から  
戸籍の謄・抄本は一通二〇〇円  
郵便による請求は定額小為替で

このほど、戸籍手数料令が改正され、五月一日から戸籍の謄・抄本の手数料は、枚数に関係なく一通につき二〇〇円になります。改訂される手数料のおもなものは、後記のとおりです。

なお、戸籍の謄・抄本等を郵便で請求されるときは、必ず現金書留か、郵便の定額小為替で手数料を納めてください。特に、定額小為替は百円単位の送金に便利で千円以下の送金の場合料金はずかしく、手紙に利用出来ます。

また郵便切手で手数料を納めることはできませんので、よろしくご協力をお願いします。

- ・戸籍の謄・抄本 二〇〇円
- ・戸籍の謄、抄本 三〇〇円
- ・除籍の謄、抄本 三〇〇円
- ・除籍の記載事項証明 証明事項一件 一〇〇円
- ・除籍の記載事項証明 証明事項一件 二〇〇円
- ・証明事項一件 二〇〇円
- ・受理証明書 一通 一〇〇円
- ・上質紙使用の婚姻届等の受理証明書 一通 八〇〇円
- ・戸籍簿の閲覧 一戸籍一〇〇円
- ・除籍簿の閲覧 一戸籍二〇〇円
- ・届書類の閲覧 書類一件 一〇〇円

する場合、前もって金融機関(秋田銀行、羽後銀行、秋田相互銀行、農協)で自分の通帳を作成すること。

# 起して消すより起こさない

## 五城目町防犯防火組合総会

去る四月三日、五城目町防犯防火組合の総会が開かれ、昭和五十年度の事業報告並びに決算報告と昭和五十一年度事業計画並びに予算案を承認した。

総会では、青少年を取りまく社会環境について語られ、五城目管内における青少年非行が年々増え、起して消すより起さない事を目標に活動する。

昭和五十一年度の重点事業は次のとおり。

・五月六日～五月十六日

春季総合防犯防火運動

・七月二十一日～八月二十日

夏季総合防犯防火運動

・九月二十一日～十月二十日

秋季防犯防火運動

・十二月二十一日～一月十日

年末年始特別防犯防火運動

その他、防火座談会や防火映画会を催し、町民へPRする。

消防庁長官表彰(斉藤氏)  
日本消防協会会長表彰(小玉氏)

つづいて、去る三月三日付で消防庁長官より、永年勤続功労賞を授与された斉藤潤司氏等八名の表彰を披露した。

消防庁長官表彰(永年勤続功労章)第三分団長 斉藤潤司氏



・日本消防協会会長表彰(功績章)

副団長 小玉太義雄氏



・日本消防協会会長表彰(永年勤続章)

- 第二分団長 鳥井 市朗氏
- 第六分団長 石川 力也氏
- 第五分団長 斉藤 鉄蔵氏
- 第五分団班長 斉藤千代治氏
- 団員 伊藤 新悦氏
- 佐々木鉄夫氏
- 石井 運蔵氏

## 春の行楽期の火災予防

④

いよいよ春の行楽シーズンです。桜前線の北上に伴い、野山に緑がよみがえり、各地から花の便りが

届くようになると、連休を利用してハイキングや観光など、行楽に出かける人が多いと思われ、火災は、いつ、どこで発生するかわかりません。特に観光地における火災で恐ろしいのは、ほとんどの人が土地に来るのが初めてで宿泊する旅館、ホテルについての構造、規模などの予備知識をもっていないということです。

- ① 飲酒後の寝タバコは、とくく間違いが起こりやすいので、お互いに注意し合う。
- ② 部屋に案内されたら従業員に非常口、避難階段、避難器具などのある場所、使い方を、避難の方法などを聞き、確かめておく。
- ③ もし、火災を知ったら大声で周りの人に知らせる。
- ④ 服装にこだわらず、出来るだけ早く避難する。
- ⑤ 一度避難したら絶対に物を取り戻らぬ。
- ⑥ 一緒に泊まった人で逃げ遅れた人があるときは、早く消防隊に知らせ、助けを求めよう。

二、ハイキング等での火災予防  
① 予備としてポリ容器などにガソリンを入れてのドライブは、火災防止上きわめて危険であるので自粛する。

② ハイキングやドライブ中のタバコの投げ捨てはしない。

③ たき火や炊事の後は灰は、土砂や水をかけて完全に消す。

④ 林野にはたき火や喫煙の禁止等をしている区域があるので注意する。

⑤ グループのリーダーは、常に防火についても充分に気を配ること。

## 新役員を選出

五城目町火災予防組合総会

去る四月六日消防署会議室で、五城目町火災予防組合総会が開かれ、昭和五十一年度事業計画並びに新しい役員を選出した。火災予防の運動方針と役員は次のとおりである。

火災は人災である。町民一人一人の注意で、火災を未然に防ぐ。老若男女を問わず町の幅広い立場の人々が横の連絡を密にし、今年こそ火災のない明るい町づくりに勤む。

このため、春秋の火災予防運動期間中、各町内部落の火災予防組合で、防火映画会や、正しい花火の遊び方などの啓蒙活動と提携して町の危険物安全協会を提議して油火災の消火訓練や家庭における消火器の使用法、プロパンガス火災の消火方法等の防火研修会を行う。など、多面的な防火思想普及に努める。

## 新しい役員はつぎのとおり

- 組合長 北 嶋 諒 一
- 副組合長 斉 藤 明
- 副団長 荒 川 正 幸
- 理事 伊藤 一美 藤原 利市
- 千田 幸一 藤原 篤一
- 石井 藤治 伊藤 三太郎
- 金沢 武夫 加藤 正孝
- 荒川 要悦 安田 鶴治

## 危険物取扱者試験に件う

### 講習会について

消防法第十三条の規定に基づく昭和五十一年度第六回目の試験が六月十三日実施されますが、これに伴う講習会を次の通り実施します。

一、講習会の期日および場所

▼乙種第四類  
期日 五月十七日、十八日(二日間)

▼丙種  
期日 五月二十四日  
場所 秋田市山王四丁目二一三 秋田県自治会館

受講申込期日 四月二十六日～五月六日まで  
くわしい事は消防署へお問合せください。なお、受講申込書は消防署にあります。

## 四月十日から やまびこ電話を ご利用ください

〇一八八～二四〇一二二

秋田県警では、来る四月十日から、少年非行防止対策のひとつとして、「電話による少年相談」制度をスタートさせることになった。それによると、少年の勉強のこと、友だちや異性のことなどの問題についての悩みや、困りごとを電話で気軽に相談できる、やまびこ電話(〇一八八～二四〇一二二)をはじめとするもの。

この電話による少年相談は、経験豊かな婦人補導員が担当し、少年からの直接電話を歓迎するとともに、子どもさんや、お父さん方にも親切に相談に応じる。ご相談は

▽男ともだち、女ともだちのこと  
▽家庭でのなやみごと  
▽勉強のこと  
▽しごとのこと。

などのほか、あなたのなやみごとと困りごとについて気軽にダイヤルしてください。

なおやまびこ電話は 平日 午前八時三十分～午後五時 土曜日 午前八時三十分～正午 となっておりますが、夜間、休日は留守番電話となりますので、回答を必要とされる方は、差支えなかつた住所、氏名、電話番号を吹きこんでいただく。

みなさんのご相談については、固く秘密が守られます。山びこ電話の開設場所

秋田県警察本部防犯少年課



従つて、旅館、ホテルなどの宿泊施設の安全については、だれもが考えておかない旅行が一瞬にして不幸な思い出にならないよう、火に対する十分な注意心を養うとともに、宿泊する場合の心掛けておきましょう。

一、宿泊者は

